

地域課題解決型起業支援事業費補助金事業企画提案書募集要領

地域課題解決型起業支援事業費補助金の補助事業に係る事業企画提案書の募集については、この要領に定めるところによる。

1 補助事業の内容

地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）のとおり。

2 事業企画提案書募集への参加資格要件

次の各号の要件を全て満たす単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (2) 北海道補助金等交付規則第21条の規定による補助金等の一時停止措置又は北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第2条第1項の規定による指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。道に納税義務がない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

3 補助事業費

- (1) 補助事業費の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

63,940千円（内訳 起業支援金：56,000千円、起業支援金交付事務及び伴走支援：7,940千円）

注：予算に係る留意事項について

令和6年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては、補助事業の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

- (2) 対象となる経費

対象となる経費は交付要綱別表1のとおり。なお、いずれの経費についても、事業終了後の検査において確認を行う。

4 事業企画提案書の審査基準

- (1) 実施体制、業務遂行能力

ア 業務を遂行するに当たり、実施体制が整っているか。

イ 過去の事業実績等から当該業務を確実に遂行することが期待できるか。

- (2) 事業企画提案の目的適合性

ア 起業支援金受給希望者の公募に当たり、受給希望者への周知方法は効果的なものとなっているか。

イ 起業支援金の申請事業計画の審査に当たり、「起業支援金の支給に関する要件」に掲げる「対象者に関する要件」及び「対象事業に掲げる要件」に関する確認・審査方法は適切なものとなっているか。

ウ 起業支援金の採択に当たり、開催される外部審査委員会は、委員の選定、審査委員会の開催、審査方法等適切なものとなっているか。

エ 起業者の事業実態の確認、起業支援金の支払に伴う確定検査、交付決定事業終了後の事業化の確認及び起業者の財産管理の監督の実施方法は適切なものとなっているか。

オ 起業支援金受給希望者からの申請事業計画に関する相談体制は適切なものとなっているか。

カ 起業者への伴走支援に当たり、事業計画の進捗状況の確認、経理処理状況の管理・指導、販路開拓等の経営支援、起業者相互のネットワーク形成支援及び地域での事業継続支援の実施方法は適切なものとなっているか。

- (3) 業務遂行方法の妥当性

ア 事業全体のスケジュールは適当か。

イ 業務実施に当たり、市町村、商工団体、産業支援機関、金融機関等との連携の確保が図られるものとなっているか。

5 事業企画提案書の提出

- (1) 事業企画提案書、事業企画提案書提出者の概要及び誓約書（以下「事業企画提案書等」という。）は、別紙の様式に基づき、必要な書類に代表者印（コンソーシアムにあっては代表法人の代表者印）を押印の上、提出すること。
- (2) 様式の規格はA4版縦とする。

6 事業企画提案書等作成上の留意点

- (1) 事業企画提案書等は、別添の様式に基づき作成すること。ただし、パソコン等で浄書することや適宜枚数を増やすことは差し支えない。
- (2) 事業企画提案書の文章を補完するために、写真、イラスト等を使用しても差し支えないが、社名やロゴマーク、申請者が特定されるような図柄等は一切記載しないこと。
- (3) 次の書類を添付すること。
 - ア 道内に事務所又は事業所を有することを証明する書類（登記事項証明書等の写し可）
 - イ 道税又は都府県事業税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ウ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの）
 - エ 国及び地方公共団体等と本業務と類似の業務の補助金交付決定書（受託契約書）の写し
 - オ コンソーシアムにあっては、協定書の写し
 - カ 会社、団体の概要及び沿革が分かるもの（会社パンフレット等）
 - キ 過去3期分の決算書（貸借対照表及び収支計算書）
 - ※ 個人事業主の場合は、過去3期分の青色申告書又は白色申告書等の税務署へ提出している書類の写し
- (4) 事業企画提案書は、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現となるよう留意すること。
- (5) 事業企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。

7 事業企画提案書等の提出方法

- (1) 事業企画提案書等は次のとおり提出すること。
 - ア 提出部数 7部
 - ※表紙に事業者名等を記載したもの：1部、表紙に事業者名等を記載しないもの：6部
 - ※事業者名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップなどで留める。
 - イ 提出期限 令和6年（2024年）3月19日（火）17時00分 必着
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
 - エ 提出場所 北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係 担当：平田
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-204-5331（ダイヤルイン） FAX 011-232-8127
- (2) その他
 - ア 電子メールによる提出は認めない。
 - イ 提出された事業企画提案書等は返却しない。
 - ウ 事業企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

8 事業企画提案のヒアリングの実施

- (1) 提出された事業企画提案書についてはヒアリングを行い、最良の提案をした者を補助事業者として選定する。
- (2) 事業企画提案書を提出した者が5名を超えた場合には、書類選考を行い、上位5名をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリングの実施日時及び場所は次のとおり。
 - ア 日時 令和6年（2024年）3月26日（火）10時00分から
 - イ 場所 石狩振興局大会議室（北海道庁別館5階）【札幌市中央区北3条西7丁目】
- (4) 事業企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。
- (5) ヒアリングに参加しない事業企画提案書提出者の事業計画は無効とする。
- (6) ヒアリングにおける追加資料の配付は認めない。

9 補助金等交付申請書の提出について

補助事業者として選定された者は、補助金等交付申請書を別に指示する日までに上記7(1)エに提出すること。
なお、申請に係る様式は、補助金交付要綱第7条に規定する様式とする。

10 問合せ先

上記7(1)エに同じ。